

○国立大学法人筑波技術大学における履修証明プログラムに関する規程

〔 令和 4 年 3 月 9 日
規 程 第 6 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会人等を対象とした学習機会の提供を一層促進するため、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 105 条及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 164 条の規定に基づき国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）に設置する本学の学生以外の者を対象とした特別の課程により履修証明を行うプログラム（以下「履修証明プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、本学の学生の受講を妨げるものではない。

(履修証明プログラムの編成)

第 2 条 履修証明プログラムの編成に当たっては、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 本学が開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成されており、履修証明プログラムの総時間数は、60 時間以上であること。
- (2) 履修証明プログラムに授業科目が含まれる場合には、教育効果の観点から授業科目を履修する学生数等を踏まえ、履修証明プログラムの定員を設定すること。
- (3) 履修証明プログラムの講習又は授業の方法は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）に定めるところによるものであること。

(実施)

第 3 条 履修証明プログラムは、別表 1 から別表 3 に掲げる組織（以下「実施組織」という。）が単独又は複数の部局との共同若しくは連携により編成するものとする。

- 2 履修証明プログラムを実施しようとする実施組織の長は、第 5 条に規定する事項を作成し、教育研究評議会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

(担当教員)

第 4 条 履修証明プログラムを担当する者は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は学外の者に担当を委嘱することができる。

(公表)

第 5 条 履修証明プログラムの実施に当たっては、当該履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他本学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

(履修資格)

第6条 別表1及び別表3に掲げる組織が編成する履修証明プログラムを履修することができる者は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年1月29日学則第1号）（以下「学則」という。）第12条第1項又は第2項に規定する本学への入学資格を有する者とする。

2 別表2に掲げる組織が編成する履修証明プログラムを履修することができる者は、学則第48条第1項、第2項又は第3項に規定する本学への入学資格を有する者とする。
（履修の手続）

第7条 履修証明プログラムの履修を志願する者は、所定の期日までに、履修に必要な書類を提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに授業科目が含まれる場合において、志願する者が当該授業科目の単位の取得を希望するときは、前項の提出に併せて、学則第73条に規定する科目等履修生として入学を願い出るものとする。
（履修許可）

第8条 履修証明プログラムを実施する部局等の長は、当該履修証明プログラムの履修資格について審査し、履修を許可する。
（受講料等）

第9条 履修証明プログラムを履修しようとする者は、指定の期日までに受講料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施組織は、当該履修証明プログラムの趣旨、目的、内容等を総合的に勘案し、学長の承認を得て、前項に規定する受講料を徴収しないものとすることができる。

3 履修証明プログラムの受講料の額は、別に定めるところによる。

4 既納の受講料は、返還しない。

5 履修証明プログラムを履修しようとする者は、第3項に規定する受講料のほか、必要に応じて、教材、実験、実習等に係る費用の負担を求められた場合は、当該費用を納付しなければならない。

（修了要件及び認定）

第10条 履修証明プログラムの修了要件は、実施組織の長が当該プログラムごとに定める。

2 履修証明プログラムの修了認定は、当該履修証明プログラムの修了要件を満たした者について、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

（履修証明書）

第11条 学長は、履修証明プログラムを修了した者に、修了の事実を証する証明書（以下「履修証明書」という。）を交付する。

2 履修証明書の様式は、別記様式第1のとおりとする。

3 履修証明書の再交付に対応できるよう、学籍に関する記録に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項については、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第1項, 第6条第1項関係)

学部名	学科名	専攻名
産業技術学部	産業情報学科	—
	総合デザイン学科	—
保健科学部	保健学科	鍼灸学専攻 理学療法学専攻
	情報システム学科	—

別表2 (第3条第1項, 第6条第2項関係)

研究科名	専攻名	コース名
技術科学研究科	産業技術学専攻	情報科学コース
		システム工学コース
		総合デザイン学コース
	保健科学専攻	鍼灸学コース
		理学療法学コース
		情報システム学コース
	情報アクセシビリティ専攻	障害者支援 (聴覚障害) コース
		障害者支援 (視覚障害) コース
		手話教育コース

別表3 (第3条第1項, 第6条第1項関係)

組織名
障害者高等教育研究支援センター
保健科学部附属東西医学統合医療センター

履修証明書

氏 名
年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の下記の
プログラムを修めたことをここに証する。

記

プログラムの名称

プログラムの概要

総時間数

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学長 印